

山口市農山村地域活性化ビジネス支援事業補助金経費区分

経費区分	具体的な事項
活動拠点購入費	・活動拠点として使用する、店舗、倉庫・作業場等の新築、空き家、空き店舗等の購入に要する費用(初期投資費用)
(注意事項)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に直接関係する不動産部分の新築・購入が対象となります。</li> <li>・見積書、契約書を作成してください。</li> <li>・用地の取得に係る経費は対象となりません。</li> <li>・施工業者は、市内に本店又は支店を有する法人又は個人事業者であること。</li> </ul>	
活動拠点整備費	・活動拠点として使用する、空き家、空き店舗、倉庫・作業場等の改修や耕作放棄地・遊休農地等の整備に要する費用(初期投資費用)
(注意事項)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に直接関係する不動産部分の改修・整備が対象となります。</li> <li>・外構工事(駐車場等)、バリアフリー工事は、利用者用など事業に直接関係する工事のみ対象となります。</li> <li>・見積書、契約書を作成してください。</li> <li>・改修後の維持修繕費は対象となりません。</li> <li>・施工業者は、市内に本店又は支店を有する法人又は個人事業者であること。</li> </ul>	
設備費・備品費	・補助事業に必要な機械設備・備品等の導入に要する経費
(注意事項)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書、契約書を作成してください。</li> <li>・リース・レンタルは対象となりません。</li> <li>・備品については、1点 10 万円(税抜)以上のものとします。</li> <li>・事業に直接関係しない車両類は対象となりません。(移動販売事業における車両は対象となります。)</li> <li>・既存の設備・備品の維持修繕費は対象となりません。</li> </ul>	
人件費	・補助事業に必要な雇用(給与・賃金・諸手当・福利厚生費等)に対する費用
(注意事項)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業採択後、新規雇用のために発生する人件費が対象となります。</li> <li>・役員報酬、申請者本人及び申請者親族への雇用経費は対象となりません。</li> <li>・申請者本人及び申請者親族(生計を一にする者)への雇用経費は対象となりません。</li> </ul>	
広告費	・補助事業に必要なホームページ作成、各種メディア媒体を通じた広告宣伝費等に要する費用
(注意事項)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ作成、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等、パンフレット、チラシ製作などが対象となります。</li> <li>・商談等の交通費や宿泊費は対象となりません。</li> <li>・ダイレクトメールの発送費用(宅配便、切手代等)は対象となりません。</li> </ul>	
原材料費	・補助事業に必要な原材料に要する費用
(注意事項)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済波及効果の観点から、市内の農山村エリアから仕入れる地域資源・生産物等の購入に限ります。</li> <li>・原材料品の受払簿を作成し、その受払を明確にすること。</li> </ul>	
委託費	・補助事業に必要な業務の一部であって、補助事業者が直接実施することができないもので委託に要する費用
(注意事項)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品デザイン、ロゴ製作等が対象となります。</li> <li>・見積書、契約書を作成してください。</li> <li>・調査・研究費は対象となりません。</li> </ul>	

その他

店舗家賃	対象とません。
店舗家賃に係る保証金 ・敷金、仲介手数料	対象とません。
経常的経費	対象とません。(賃貸借料、食糧費、交通費、接待費、娯楽費、光熱水費、燃料費、通信運搬費、消耗品費、公租公課、支払利息等)
消費税及び地方消費税	対象とません。